

令和4年度第3回 公立沖縄北部医療センター整備幹事会 議事要旨

- I 日 時** 令和5年3月17日（金）18:00～19:15
- II 会議開催** WEB会議（会議進行場所：6F 第1特別会議室）
- III 参加者** 沖縄県保健医療部 糸数部長、諸見里医療企画統括監、
名護市 金城副市長、国頭村 宮城副村長、
大宜味村 宮城住民福祉課長（代理）、東村 平田福祉保健課長（代理）、
今帰仁村 比嘉副村長、本部町 平安山健康づくり推進課長、
恩納村 新里健康保険課長（代理）、金武町 金城副町長、
伊江村 内間副村長、伊平屋村 上江洲住民課長（代理）
伊是名村 諸見住民福祉課長（代理）、北部地区医師会 宮里副会長、
沖縄県病院事業局 玉城病院事業統括監、琉球大学病院 平田副病院長
北部地区医師会病院 諸喜田病院長、県立北部病院 久貝院長
事務局 沖縄県保健医療部医療政策課 井上課長、川満室長、仲本主幹、
小波津主幹、玉城主査、金城主任、当真主事
システム環境研究所 佐藤洋、福地、永岡、佐藤幸、知念、比嘉

IV 議事概要

1. 開 会

今回の幹事会では、（1）財団法人部会についての審議や、（2）公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱等の一部改正についての審議、報告事項として（1）令和5年度スケジュールについて、（2）基本設計業務の進捗について、（3）沖縄県北部医療組合等の組織体制について、（4）整備費用についての報告を予定している。尚、幹事会は「協議会に付議する事項について協議及び調整を行う場」となるため、本日審議した内容は、3月24日開催予定の協議会に諮り、最終確認を得た後、協議会としての決定事項となる。

2. 議 事（1） 財団法人部会について

●事務局の説明

財団法人の設立スケジュールとして、今年度は準備会議を開催し令和5年度から本格的な協議を行うため財団法人設立に係る部会（仮称）を設置し検討を行う予定。主な検討事項としては、出捐団体、出捐金、理事などの構成、給与規定の協議を行う。令和6年度には定款、規定、組織体制を検討し、令和7年度に財団設立を目指すスケジュールである。第2回協議会で報告のとおり、沖縄県、北部12市町村、公益社団法人北部地区医師会が財団法人の設立者となり、出捐総額、各団体の出捐金額については類似団体の事例、市町村の基準財政需要額や入院医療の需要動向などを勘案し協

議を行い令和5年度中に決定予定である。

財団法人設立に関する協議・検討を行う場として、財団法人部会を設置し、部会の構成員は、公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会運営要領第5条4項に基づき、幹事長が選任する。財団法人部会の検討スケジュールとして、令和5年5月を目途に第1回部会を開催し、令和5年度は3回の部会開催を予定する。

<質疑>

- ・特に委員からの意見、質問はでなかった。

<採決>

- 特段の修正はなく、事務局案を協議会に諮ることが全会一致で了承された。

議 事（２） 公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱等の一部改正について

●事務局の説明

改正内容としては、設置要綱第7条関係において、（１）令和5年4月1日に沖縄県北部医療組合を設立するに伴い、公立沖縄北部医療センター整備協議会の「庶務に沖縄県北部医療組合を加える。」（２）整備協議会の庶務は沖縄県保健医療部医療政策課と沖縄県北部医療組合の共同で処理する。として改正を行った。改正理由として、沖縄県北部医療組合が公立沖縄北部医療センターの建設整備の主体となること、また引き続き医療従事者の確保と財源確保に向けた取組を進め、連携して整備協議会を運営する必要性があることから明記したもので、令和5年4月1日より施行される。

<質疑>

- ・庶務に沖縄県を加える事は異論ないが、沖縄県北部医療組合の実態はあるのか。

（北部地区医師会：宮里副会長）

⇒当要領は令和5年4月1日から施行される事となる。具体的な組織体制などについては、この後の報告事項として報告を行う。（事務局）

<採決>

- 特段の修正はなく、事務局案を協議会に諮ることが全会一致で了承された。

3. 報告事項

●事務局の説明

- (1) 令和5年度スケジュールについて
- (2) 基本設計業務の進捗について
- (3) 沖縄県北部医療組合等の組織体制について
- (4) 整備費用について

4. 意見交換

- ・資料 P9 基本設計業務の契約金額において当初予算よりも 514 万増額となった変更理由として、交通量調査などが上げられているが設計期間が 3 か月延長となった点も影響しているのか。（北部病院：久貝院長）

⇒契約金額の変更は、調査項目が追加となった事が理由であり、設計期間の延長に伴うものではない。（事務局）
- ・住民説明会の合計参加者数が 522 名と少ないと感じる。（北部病院：久貝院長）

⇒昨年度と比較するとトータルの参加者は少し増えているが、名護市に関しては少し減少した状況である。但し参加頂いた住民からは多くの質問を頂いたため、関心度は高いと感じている。今後は各自治体とも連携し更に多くの住民にご参加頂くよう取り組んでいく。（事務局）
- ・北部医療センター整備推進室が改編され「北部医療センター・医師確保推進室」となる報告があったが、医療従事者の確保についてどのような具体策があるのか。（北部病院：久貝院長）

⇒従来から自治医科大学や琉球大学の地域枠、県立病院の専攻医養成事業などの施策を講じてきた医療対策班が、北部医療センター整備推進室との組織改編によって医療従事者の確保において相乗効果が得られるものと考え、引き続き医師確保策を行う。（事務局）
- ・北部医療センター・医師確保推進室では、転籍意向調査も業務範囲となるのか。（北部病院：久貝院長）

⇒転籍意向調査は引き続き来年度も実施予定ではあるが、沖縄県北部医療組合へ引き継ぐ予定である。別途、医療従事者確保に向けた検討体制を昨年度から設け、保健医療部、病院事業局、両病院、琉球大学病院関係者が構成員となっており、これについては引き続き北部医療センター・医師確保推進室が推進する。（事務局）
- ・第 1 回組合議会が令和 5 年 7 月末から 8 月頃に開催予定との報告があったが、各市町村から議員を選出する必要がある。次回議会開催の 6 月を議員選出のタイムリミットとして捉えてよいか。（伊江村 内間副村長）

⇒ご認識のとおり 6 月頃には組合議員を選出頂きたい。県から各自治体へ改めて依頼文書を送付予定である。（事務局）
- ・確保すべき医療従事者は看護師等も含まれると想定するが、北部医療センター・医師確保推進室の名称で良いのか。医師「等」とすべきではないか。（名護市：金城副市長）

⇒従来から医療政策課の中に医師確保チームがある事から「北部医療センター・医師確保推進室」の室名となった。あくまでも県の組織上の問題であるため、当室は北部医療センターで従事する医師、看護師、その他医療従事者を確保する業務を担うと認識頂きたい。（事務局）

- ・ 公立沖縄北部医療センターでは新たな財源の確保が必要との事であったが、現段階で計画されている負担金以外に各市町村への負担は発生しないと考えて良いか。
 (名護市：金城副市長)

⇒ 各市町村の負担について、整備費用に対する各市町村の一般財源の負担は生じない。
 (事務局)
- ・ 新病院は北部住民にとって期待の持てるものではあるが、課題が多い事も事実である。病院機能によって病院の収益に限界も出てくる事から、病院が負担できる合理的な負担額を検討頂きたい。(北部地区医師会：宮里副会長)

⇒ ご意見承った。(事務局)
- ・ 出捐金として記載されているが、負担金ではないか。(北部病院：久貝院長)

⇒ 沖縄県、北部 12 市町村、北部地区医師会の 14 団体が設立団体となり、出捐金を出し合い 300 万円以上を確保する事となる。民間企業で言う出資金と同等の意味合いとなるが、財団法人の場合には出捐金となる。尚、基本的枠組みの合意書の中で財団設立時に限り出捐する事と規定されており、仮に将来病院経営が厳しくなった場合には別途検討となる。(事務局)
- ・ 住民説明会の参加者が少ないとの意見があった。医療は専門性が高い事から一般住民には敷居が高く感じられるかもしれないが、今後は名護市を中心として騒音問題や交通渋滞などが顕在化してくるため、住民にとって身近な課題も出てくると思われる。来年度以降も住民説明会を実施し住民に広く関心を持って貰うためにも、12 市町村と連携して進められるようご協力頂きたい。(事務局)
- ・ 送迎バスの運行について、村議会でも送迎バスの運行は引き続き実施して欲しいとの要望が上がった。現在の送迎バスの運行は、月・水・金である。
 (伊江村：内間副村長)

⇒ 伊江村だけでなく、他の市町村説明会でも送迎バス運行の要望が上がった。現在医師会病院が担っている送迎バスの運行をどのように維持していくか、既存の路線バスとの連携や自治体のコミュニティバスとの連携を含めて検討を続ける。
 (事務局)
- ・ 当初の計画では開院時の病院収支は黒字と聞いていたが、報告によると 40 億円程度のコスト増を見込むとの事であった。改めて説明頂きたい。
 (北部病院：久貝院長)

⇒ 総務省が世界的な物価高騰を加味し、令和 5 年度から地方交付税の対象となる建築単価を 18%引き上げる事としており、労務単価、医療機器の高騰などの影響により更なる増加の可能性もある。基本設計でしっかりと積算し病院の安定経営実現のため、病院事業債の発行を出来るだけ抑えるよう国と調整していく事が重要となる。北部 12 市町村と県で更に連携し進めていく必要がある。(事務局)
- ・ 病院事業債を圧縮するという事は、病院の施設整備を縮小するという意味合いか。

(北部病院：久貝院長)

⇒そのような意味合いではない。必要な医療機能については確保する事を前提としている。(事務局)

- 報告事項についても、特に修正意見が出なかったため、当資料を協議会に諮る事とする。

5. 閉 会

本日の幹事会では、(1) 財団法人部会についての審議や、(2) 公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱等の一部改正についての審議、報告事項として(1) 令和5年度スケジュールについて、(2) 基本設計業務の進捗について、(3) 沖縄県北部医療組合等の組織体制について、(4) 整備費用についての報告確認をいただきました。会議の円滑な進行にもご協力をいただきありがとうございました。以上を以って令和4年度第3回幹事会を終了します。

以上